

# JIS

## 時計－試験方法

JIS B 7001 : 2018

(JCWA/JSA)

平成 30 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.11.7 改正：平成 30.8.20

官 報 公 示：平成 30.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本時計協会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-6-4 日新ビル TEL 03-5276-1768)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験の種類	7
5 一般試験条件	7
6 機能試験	8
7 基本精度試験	9
8 精度の安定性試験	9
9 温度変化に対する精度試験	10
10 姿勢変化に対する精度試験	11
11 電源電圧変化に対する精度試験	11
12 ぜんまいトルク変化に対する精度試験	12
13 アラーム精度試験	12
14 報時精度試験	12
15 電波時計の受信感度試験	13
16 耐温度試験	13
17 耐湿試験	15
18 耐磁試験	16
19 耐衝撃試験	16
20 耐振動試験	17
21 耐静電気試験	18
22 防水試験	18
23 耐光試験	18
24 耐食試験	18
25 耐薬品試験	19
26 持続時間試験	19
27 アラーム音圧試験	20
28 バンド取付部強度試験	20
附属書 A (規定) 時計の姿勢の定義及び表し方	21
附属書 B (規定) 試験装置及び測定装置	24
附属書 C (規定) 耐静電気試験	25
附属書 D (規定) 衝撃つい試験	28
解 説	31

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本時計協会（JCWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 7001:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 時計—試験方法

## Watches and clocks—Test methods

### 序文

この規格は、1953年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1995年に行われたが、その後の新たなカテゴリーの時計（電波時計）の普及に伴い、これに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、時計の試験方法について規定する。ただし、航空機用・船舶用・車両用の時計、設備時計などの特定用途のものについては適用しない。また、他の製品に組み込まれた時計についても、適用しない。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7010** 時計部品—名称

**JIS B 7021** 一般用防水携帯時計—種類及び防水性能

**JIS B 7023** 潜水用携帯時計—種類及び性能

**JIS B 7024** 耐磁携帯時計—種類及び性能

**JIS B 7027** 耐衝撃携帯時計—衝撃性能及び試験方法

**JIS B 7751** 紫外線カーボンアーク灯式の耐光性試験機及び耐候性試験機

**JIS B 7753** サンシャインカーボンアーク灯式の耐光性試験機及び耐候性試験機

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 7010**によるほか、次による。

なお、用語の後の（ ）内の仮名書きは、読みを示す。

#### 3.1

##### ウォッチ

身体に携帯して使用することを主目的とする時計。

#### 3.2

##### クロック

一定の姿勢で使用することを主目的とする時計。